



一般照明用電球形蛍光ランプ－
第2部：性能仕様

JIS C 7620-2 : 2010

(JELMA/JSA)

平成22年12月20日改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員（東京大学）
	岩本 佐利	社団法人日本電機工業会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会（パナソニック株式会社エナジー社）
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会（日立ライティング株式会社）
	高橋 健彦	関東学院大学
	豊馬 誠	電気事業連合会
	徳田 正満	東京都市大学
	中村 穎之	社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IDEA 株式会社
	山田 秀	筑波大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 16.9.20 改正：平成 22.12.20

官報公示：平成 22.12.20

原案作成者：社団法人日本電球工業会

（〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271）

財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
1A 引用規格	1
2 用語及び定義	2
2A 一般要求事項	4
2B 口金	4
3 寸法	4
4 試験条件	4
5 始動及び立ち上がり	4
6 ランプ電力	4
6A ランプ電流	5
7 全光束	5
8 光源色	5
8A 演色性	5
9 光束維持率	5
10 定格寿命	5
10A 表示	5
10A.1 製品への表示	5
10A.2 包装などへの表示	6
11 高調波	6
11A 照明器具設計のための情報	6
11B 形式及び種別	6
附属書 A (規定) 電気特性及び光学的特性の試験方法	7
附属書 JA (規定) 始動及び立ち上がりの試験方法	8
附属書 JB (規定) 光束維持率及び寿命の試験方法	9
附属書 JC (参考) 照明器具設計のための情報	10
附属書 JD (規定) 形式及び種別	11
附属書 JE (規定) 検査	12
附属書 JF (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
11C データシート	17
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 7620-2:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権にかかる確認について、責任はもたない。

JIS C 7620 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7620-1 第1部：安全仕様

JIS C 7620-2 第2部：性能仕様

一般照明用電球形蛍光ランプー第2部：性能仕様

Self-ballasted fluorescent lamps for general lighting services—
Part 2: Performance specifications

序文

この規格は、2001年に第1.2版として発行されたIEC 60969 [第1版(1988)並びにAmendment 1(1991)及びAmendment 2(2000)の統合版]を基とし、我が国の実状に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附屬書JFに示す。また、附屬書JA～附屬書JEは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、家庭用又は類似用途の一般照明用として用いる、始動及び点灯のための回路と一体化した電球形蛍光ランプの性能の要求事項、並びに適合性判定のための試験方法及び試験条件について規定する。

対象とする電球形蛍光ランプは、次による。

- 電子安定器式
- 定格ランプ電力：60 W 以下
- 定格入力電圧：交流 (50 Hz 又は 60 Hz) 100～250 V
- 口金 ：E形，B形及びGX53

注記 1 この性能仕様は、JIS C 7620-1 の要求事項に追加する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60969:2001, Self-ballasted lamps for general lighting services—Performance requirements (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

1A 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 1102-2 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項
- JIS C 1102-3 直動式指示電気計器 第3部：電力計及び無効電力計に対する要求事項
- JIS C 7620-1 一般照明用電球形蛍光ランプー第1部：安全仕様
- JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金